

32 葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成22年7月23日、東京都葛飾区の住民1人から、不動産会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が開発を進めていたマンション建設工事に伴い発生した振動等により、申請人の自宅建物の損傷等の被害が発生し、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金1,000万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。